

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和7年5月26日

届出年月日：令和7年4月30日

店 舗 名：ミスターマックス別府店

設 置 者：株式会社ミスターマックス・ホールディングス

縦 覧 期 間：令和7年5月26日～
令和7年9月26日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（規則第6条関係）



変更届出書

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

令和7年4月30日

大分県知事 様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役 平野能章
福岡市東区松田1丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ミスターマックス別府店

所在地：大分県別府市大字鶴見 457 番 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

【変更前】（仮称）ミスターマックス別府火売店

【変更後】ミスターマックス別府店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所法人にあってはその代表者の氏名

【変更前】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	代表取締役 平野能章	福岡市東区松田1丁目5番7号

【変更後】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野能章	福岡市東区松田1丁目5番7号

※下線部に変更事項を示す。

3 変更の年月日

令和7年4月30日

4 変更する理由

営業施策